様式第４号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

藤崎町訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書

　　　　　　　　　　様

藤　崎　町　長　　　印

藤崎町訪問入浴サービス事業実施要綱第７条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　決定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利　用　者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 |  |
| 有 効 期 間 | 　　　　　　年　　月　　日～年　　月　　日 | 利用者負担額 |  |
| 利 用 回 数 | 　　　　週　　　　回 |
| 注意事項 | １　本事業を利用するとき、この通知書を委託事業者に提示して下さい。２　記載事項等に変更があったときには、藤崎町長にその旨を届出て下さい。３　利用者の入浴時における事故を防止するため、入浴サービスを受ける前に主治医等の意見を聴き、必要に応じて診断を受けること。４　利用者が病気その他の理由で入浴サービスを受けることができなくなったときは、直ちにその旨を事業者に連絡すること。 |

２　却下

|  |  |
| --- | --- |
| 却 下 理 由 |  |

(教示)

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、藤崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、藤崎町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。